新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策は、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、3 次にわたる特別措置法 の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産 業の振興など、一定の成果を上げたところである。

しかし、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活・生産基盤の弱体化が進む中で多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧や水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている、また、国民共通の財産である。国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域でもある。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていく事が重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであり、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、政府におかれては、新たな過疎対策法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 21 年 3 月 13 日

庄 原 市 議 会